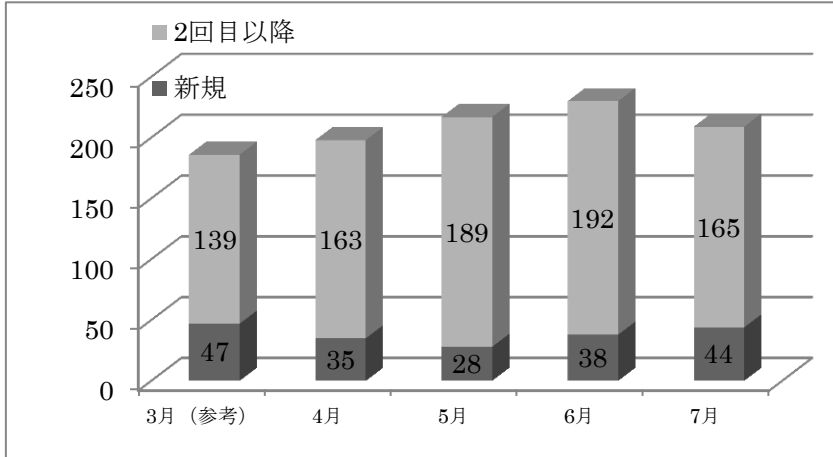


自立相談支援事業の現状と課題について（平成 28 年 7 月末版）

芦屋市では、福祉センターに設置されている総合相談窓口が、機能強化として自立相談支援事業を受託している。そのため、相談には、これまでの総合相談機能と自立相談機能がある。

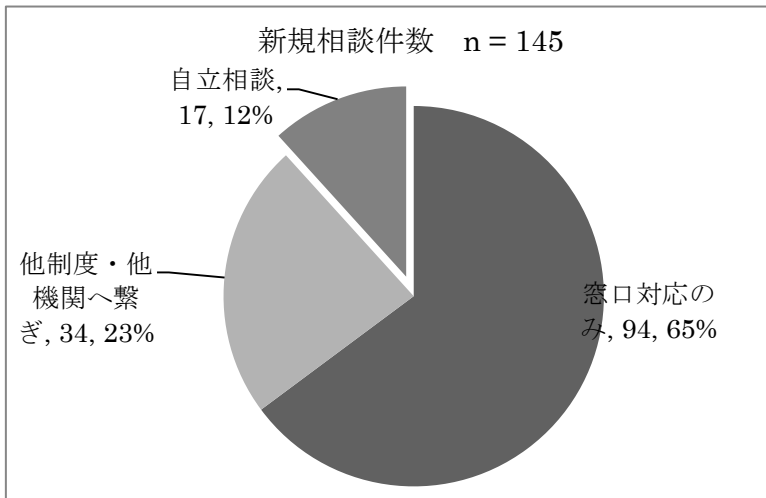
1. 総合相談窓口の相談分析

①相談件数（総合相談窓口）



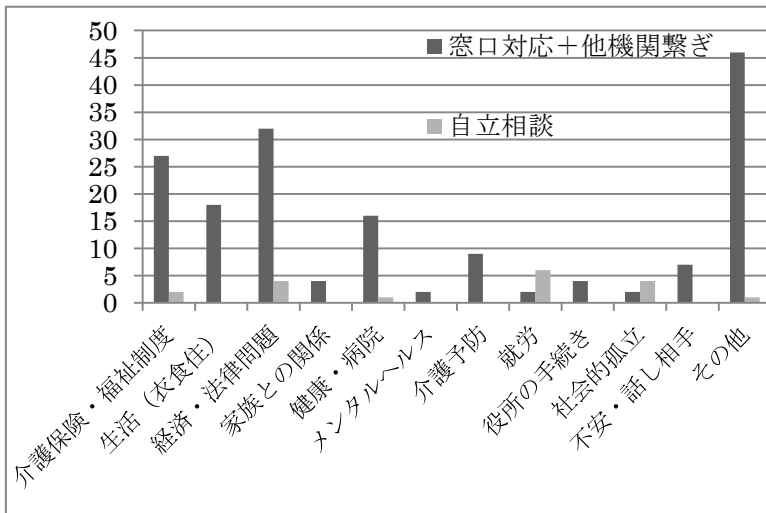
これまで毎月2回目以降の相談が増加してきていた。一方、新規相談では、7月に総合相談が特集された福祉センターだよりが全戸配布され、相談数が増加している。

②新規相談におけるスクリーニング（総合相談窓口）



「窓口対応のみ」では、制度（介護保険や高額療養費等）や民間サービスの紹介、傾聴対応等。  
また、「他制度、他機関への繋ぎ」では、地域包括や障がい相談、社会福祉協議会（貸付）への繋ぎ等。

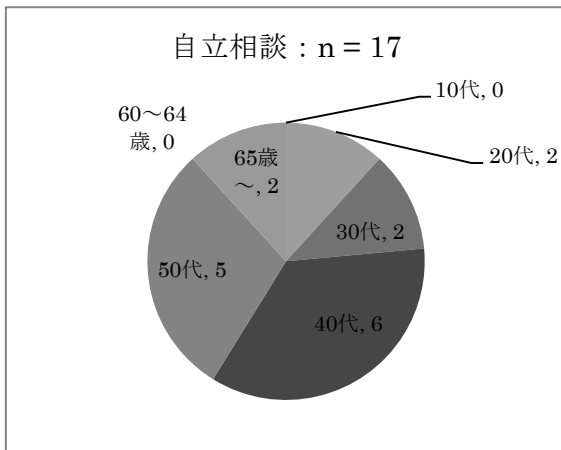
③総合相談窓口と自立相談ケースにおける初回相談内容（総合相談窓口：重複あり）



「窓口対応のみ」と「他機関繋ぎ」では、介護保険・福祉制度や経済面での貸付の紹介（他機関への繋ぎ）が多い。  
一方、自立相談となるケースでは、就労や家計に関する相談、そして社会的孤立に関する相談が多い。

2. 自立相談支援事業の相談分析

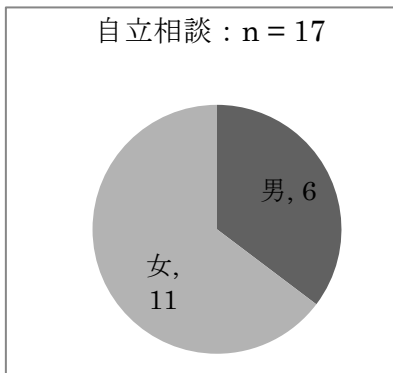
④ 相談者の年齢別（自立相談）



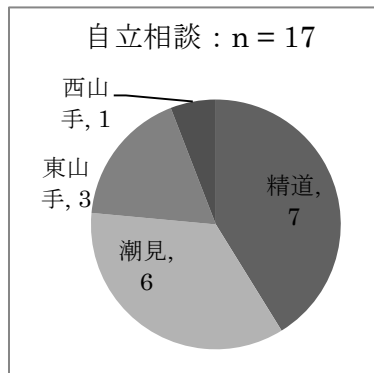
自立相談では、昨年度実績同様 40代～50代の方が多い。

また、20代の方の相談主訴としては、無職や就労経験がないことからの就労支援に関することが多い。

⑤ 男女比（自立相談）



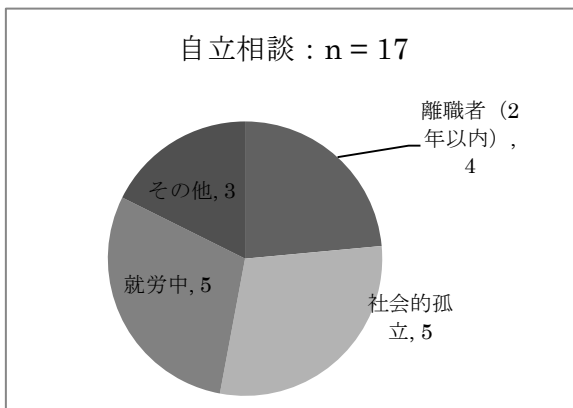
⑥ 住所地区別（自立相談）



昨年度実績では、男女比同数であったが、今年度は女性が大きく上回っている。

住所地別では昨年度と比率は大きく変わりはない。

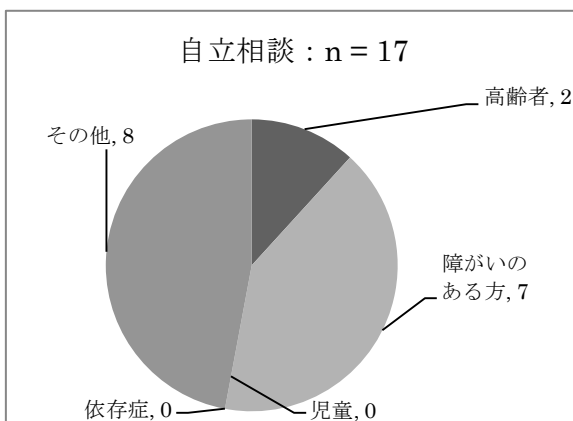
⑦ 就労状況別（自立相談）



社会的孤立の方や離職者の背景には、触法行為や障がいの疑いなどがある。一方、就労中の方からの相談では、多重債務の返済等にて家計のやりくりの困りごとを抱えている方が多い。

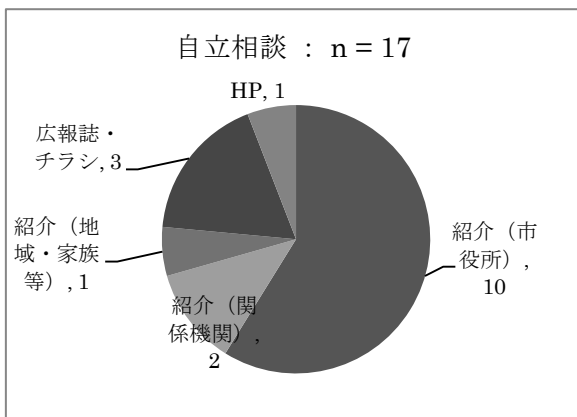
その他の方は、専業主婦の方であり、復職相談や家計の相談が多い。

⑧ 対象者区分（自立相談）



高齢者の相談では、家計のやりくりが主であるが、詳しく聴く中で子どもの社会的孤立の困りごとが見えてくることもある。一方、障がいのある方の区分では、障がいの疑いのある方も含んでいる。特に、成育歴や困りごとのエピソードから発達障がいと考えられる方が多い。

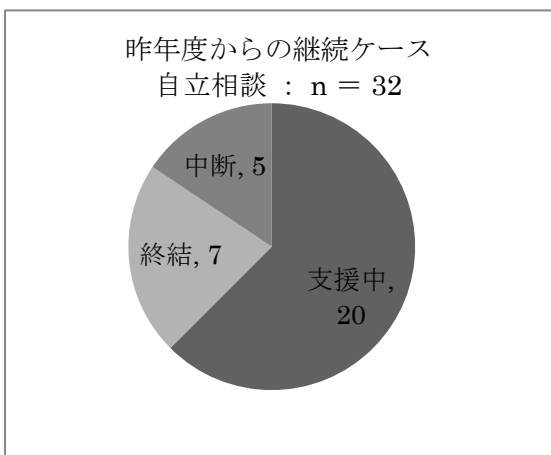
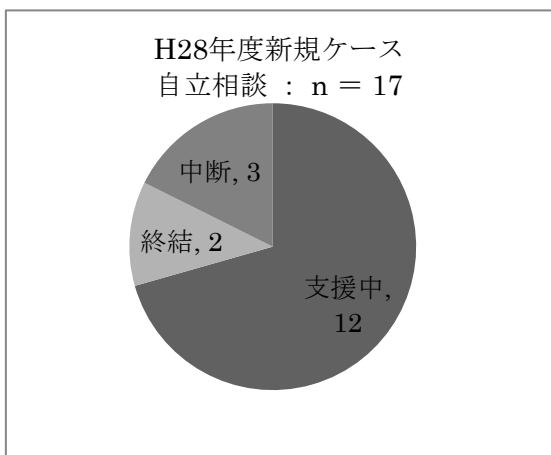
⑨ 相談経路（自立相談）



市役所から繋がるケースが一番多い。また、福祉部局だけでなく、お困りです課や保険課などからの紹介も多い。

関係機関では、相談支援に携わる新任・異動職員向け制度勉強会を今年度初めて実施し、その後に紹介が続いた。

⑩ スクリーニング（自立相談）



スクリーニング 主な困りごと	支援中	終結					中断	合計
		就労	他市転出	他機関	家計改善	その他		
社会的孤立	15(4)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	19(4)
失業	5(4)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	4(2)	11(6)
家計	11(3)	1(0)	0(0)	1(0)	2(2)	0(0)	2(1)	17(6)
家族関係	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
疾病	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
合計	32(12)	3(0)	1(0)	2(0)	3(2)	0(0)	8(3)	49(17)

※左記数値は、平成 28 年度新規ケースと昨年度からの継続ケースの合計数。

※（ ）内は H28 年度新規ケース数。

「支援中」では、昨年度から引き続き行っている社会的孤立支援が多く、長期化が予想される。また、「終結」の理由では、就労や家計改善、他機関繋ぎが多く、主な困りごとが解決し、終結としたが、他の困りごとへの支援を引き続き行っていることも多い。

ケースによっては、生活保護を申請することもあるが、引き続き関わることで、一般就労に繋がり生活保護制度を利用することなく、自らの就労で生活することに繋がることもある。

一方、「中断」では、紹介を受けたものの来所まで繋がらなかったり、一度来たきりで連絡がつかなくなったケースなどである。

⑪ 自立相談支援事業における支援状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	合計
自立相談件数	1	3	3	10	17
新規プラン作成件数	4	2	1	2	9
延長プラン作成件数	0	1	0	3	4
住居確保給付金	1	0	0	1	2
就労準備支援事業（新規）	1	0	1	0	2
自立相談支援事業による就労支援	3	1	0	1	5
生活福祉資金等による貸付	1	1	0	1	3
生活保護受給者等就労自立促進事業	2	0	0	1	3
就労者数	2	1	2	0	5
増収者数（就労者数除く）	0	0	0	0	0

住居確保給付金や就労準備支援事業、貸付など制度利用の時は勿論、それらの法的サービスを利用しないケースにおいてもプラン作成に繋がりがつある。社会的孤立（ひきこもり）支援では、プラン作成に向けて関係性の構築に時間を掛けている。

また、就職後も定着支援や負債・滞納返済まで継続的に関わっている。

4. 現時点での課題

1. 居場所支援について

社会的孤立の方々にとって自宅外での活動の拠点が一つ出来つつある。また、それ以外でも他機関や地域より活動体験の機会の紹介をいただけるようになってきた。

一方で、社会的孤立の方々が作業を共に体験し、その後に茶話会を行うものもまだまだ当事者同士の会話やつながりは深まっていない。

2. 就労支援について

求職活動においてはパソコン技能が不可欠になってきていることから、パソコン技能を高めるニーズが増加している。しかし現状では、パソコン教室のような支援が薄いため、今後行っていく必要があると思う。その場合、パソコン技能がどこの部分まで一般的に就職活動に必要なのかも検討していきたい。

最後に、社会的孤立の方への支援では、まだ週1回程度のプログラムでしかない。そのため、就労支援をする上で、生活リズムの確立や体力作りを行うような機会やプログラムを就労準備支援事業側と検討していきたい。